

社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会
指定訪問介護事業所運営規程（久美浜支所）

（設 置）

第1条 市民に対し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項の規定による指定居宅サービスの訪問介護事業及び同法第115条の45第1項イに規定する第1号訪問事業を実施するため、社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会久美浜支所（以下「久美浜支所」という。）に指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）を設置する。

（事業所等の名称及び位置）

第2条 事業所の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 名称 社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会久美浜支所
- （2） 位置 京都府京丹後市久美浜町814番地（京丹後市久美浜庁舎内）

（基本方針）

第3条 事業所が行う訪問介護事業及び第1号訪問事業（以下「事業」という。）は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における生活の援助を行うものとする。

（運営方針）

第4条 事業の運営方針は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- （2） 事業所に勤務する者（以下「職員」という。）は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- （3） 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供をするものとする。
- （4） 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- （5） 第1号訪問事業においては、利用者の心身機能の改善を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出すための支援を行う。
- （6） 事業の運営にあたっては、京丹後市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

（職種、職務内容及び職員数）

第5条 職員の職種、員数及び職務内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 管理者 1人（管理上支障がない場合は、他の職務に従事することができる。）
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行う。
- （2） サービス提供責任者 2人以上（うち2人以上は常勤職員を配置する。）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- （3） 訪問介護員 常勤換算法で4人以上
訪問介護員は、訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 営業日 毎日
- （2） 営業時間 午前7時から午後8時まで
- （3） 前号に定めるもののほか、会長が特に必要と認めた日は、営業時間を延長することができるものとする。
- （4） 上記の営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 身体介護等に関する内容
入浴、排泄、食事等の介護、その他必要な身体の介護
- (2) 生活援助に関する内容
調理、買い物、洗濯、掃除等の生活援助
- (3) 生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者等に必要な日常生活上の支援

(計画の作成等)

第8条 訪問介護計画（以下この条において「計画」という。）の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 事業の提供を開始する場合には、利用者の心身の状況、個別ニーズ及び家族等介護者の状況を十分に把握し、居宅サービス計画に沿った内容の計画を作成する。
- (2) 計画の作成及び変更をする場合には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- (3) 利用者に対し、計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理・評価を行う。

(サービス提供記録の記載)

第9条 サービスを提供したときは、その提供日、内容、当該サービスについて利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額及びその他必要な事項を記録する。

(通常の事業の範囲)

第10条 通常の事業の実施範囲は、京丹後市久美浜町の区域とする。

(利用料)

第11条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その利用者から利用料の一部の支払いを受けるものとする。

- 2 その他、利用料等について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者との協議の上、減額又は免除することができる。
- 3 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用の中止、変更、追加)

第12条 利用予定日の前に契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができる。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業所に申し込まなければならない。

- 2 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止を申し出をされた場合、取消料として次の料金を徴収する場合がある。ただし、契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りでない。
 - (1) 利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料
 - (2) 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 当日の利用料金の自己負担額の50%
- 3 サービス利用の変更、追加の申し出に対し、訪問介護員等の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議する。

(苦情処理)

第13条 事業の利用に関する利用者等の苦情に対し、迅速かつ適切に対応するための受付窓口を設置するとともに、事実関係の調査を行うなど必要な措置を講じるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 訪問介護員等は、サービスの提供を行っているときに、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに管理者に報告を行う。

(事故発生の措置及び損害賠償)

第15条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、適切に対応するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修を計画的に行う。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業で使用する備品等は、清潔に保持するため定期的に消毒を行うなど、常に衛生管理に十分留意しなければならない。また、職員は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

5 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金徴収簿及びその他必要な記録、帳簿類を整備する。

6 事業所の見えやすい場所に運営規程の概要を掲示するとともに、サービス利用申込みの選択に資するよう、利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。

7 正当な理由もなくサービスの提供を拒まない。

8 事業所によるサービス提供が困難なときは、速やかに適当な他の指定訪問介護事業者又は第1号訪問事業者を紹介する等の措置を講じる。

9 要介護認定等の認定を受けていない利用者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

10 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。

11 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者計画の変更の意思があるときは必要な援助を行う。

12 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮してサービスを提供する。

13 職員に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。(平成17年5月20日一部変更)

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。(平成18年3月20日一部変更)

附 則

この規程は、平成18年7月20日から施行する。(平成18年7月20日一部変更)

附 則

この規程は、平成18年10月17日から施行し、平成18年7月20日から適用する。
(平成18年10月17日一部変更)

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。(平成19年3月20日一部変更)

附 則

この規程は、平成20年9月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
(平成20年9月25日一部変更)

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。(平成21年3月23日一部変更)
附 則
この規程は、平成23年12月19日から施行する。(平成23年11月1日一部変更)
附 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。(平成24年3月22日一部変更)
附 則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。(平成25年3月19日一部変更)
附 則
この規程は、平成26年4月1日から施行する。(平成26年3月24日一部変更)
附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年3月19日一部変更)
附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年3月23日一部変更)
附 則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月22日一部変更)
附 則
この規程は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年3月14日一部変更)
附 則
この規程は、平成30年11月1日から施行する。(平成30年10月30日一部変更)
附 則
この規程は、平成31年4月1日から施行する。(平成31年3月20日一部変更)
附 則
この規程は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年3月11日一部変更)
附 則
この規程は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年3月15日一部変更)